

2. 廃棄物の区分

事業者が排出するごみは、家庭ごみとは違う？

ごみを適正に処理するためには、どのようなごみをどのように処理すればいいのかを理解しておく必要があります。

廃棄物処理法では、廃棄物を以下のように定義しています。

事業活動に伴って排出されるごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」とに分けられ、分別や処理方法など家庭ごみとは大きく異なります。

定義 廃棄物とは

占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった固形状又は液状のものをいいます。

定義 事業活動とは

オフィス、商店、飲食店、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、薬局、官公庁等による公共サービス、農業、自営業などのあらゆる活動が含まれます。



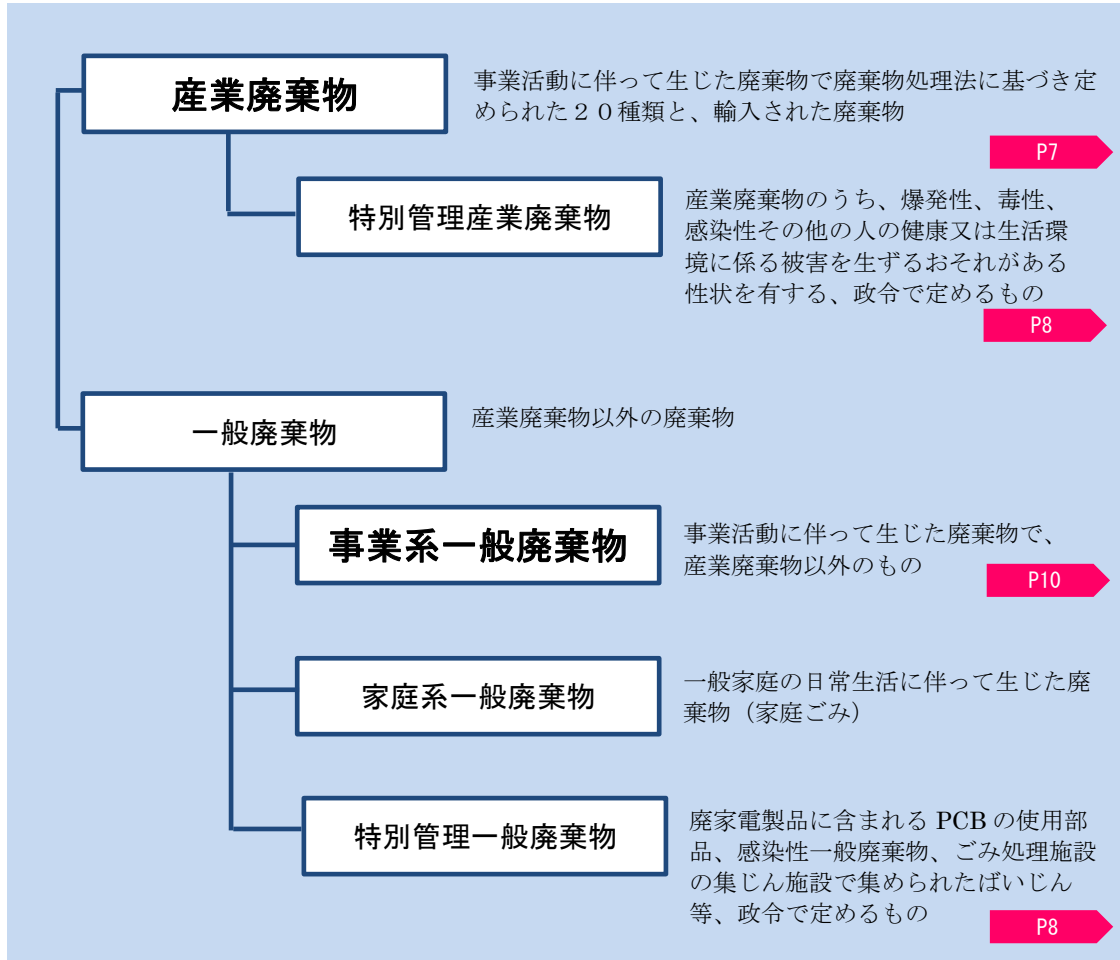
事業系廃棄物を家庭ごみのステーションに出した場合、不法投棄行為とみなされ罰則が科されることがあります。

| 委託基準違反 | 不法投棄 | 不法焼却 |
|--|---|--|
| 例えば、事業者が事業系廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると | <ul style="list-style-type: none">事業者が適正な処理をせず廃棄物を不法投棄処理を委託した業者が不法投棄 | 廃棄物の焼却行為は一定の例外(※)を除き禁止 |
| 5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金 | 5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金 法人には3億円以下の罰金 | 5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金 法人には3億円以下の罰金 |

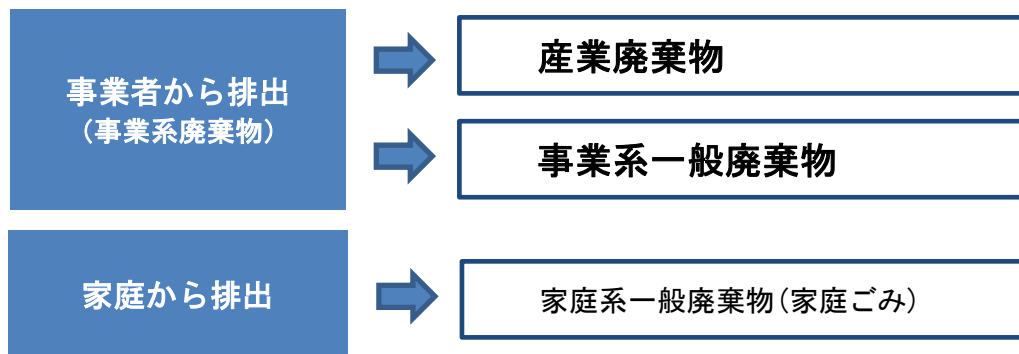
※例外
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合など

(1) 廃棄物の区分

廃棄物処理法による廃棄物の区分



◆排出元からみた区分



(2) 産業廃棄物の種類

| | 種類 | 具体例 |
|----|------------------------------|--|
| 1 | 燃え殻 | 石炭から、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、廃活性炭、その他の焼却残さ |
| 2 | 汚泥 | 排出処理後及び各種製造業生産過程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥、メッキ汚泥、生コン残さ、研磨かす等 |
| 3 | 廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、固形石鹼、タールピッチ等 |
| 4 | 廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃鉛バッテリー液、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液 |
| 5 | 廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液、自動車不凍液、すべてのアルカリ性廃液 |
| 6 | 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、発泡スチロールくず、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 |
| 7 | ゴムくず | 生ゴム、天然ゴムくず |
| 8 | 金属くず | 鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、空き缶、半田かす、鉄くず、切削くず等 |
| 9 | ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず | 空き瓶、ガラス類（板ガラス等）、製品の製造工程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃かわら、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、サイディング板、スレートくず、ALC板（外壁下地剤）、陶磁器くず等 |
| 10 | 鉱さい | 鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等 |
| 11 | がれき類 | モルタル片、工作物の新築・改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物 |
| 12 | ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によってあつめられたもの（電気集じん器捕集ダスト） |
| 13 | 紙くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず |
| 14 | 木くず | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等 |
| 15 | 繊維くず | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず |
| 16 | 動植物性残さ | 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物 |
| 17 | 動物系固形 不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| 18 | 動物のふん尿 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 |
| 19 | 動物の死体 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 |
| 20 | 政令第13号廃棄物 | 以上の1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物） |
| 21 | 輸入された廃棄物 | 1～20の廃棄物 ただし船舶、航空機の乗組員等の生活ごみ、し尿等及び入国者が携帯した生活ごみを除く |

(3) 特別管理廃棄物の種類

廃棄物処理法において、爆発性、毒性、感染性その他の外の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」として規定され、必要な処理基準により通常の廃棄物よりも厳しく規制されています。

| | 種類 | 具体例 | |
|----------------------------------|-------------------------------|--|--|
| 特別管理一般廃棄物 | PCB使用部品 | 廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品 | |
| | 廃水銀 | 水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀 | |
| | ばいじん | ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん | |
| | ばいじん、燃え殻、汚泥 | ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの | |
| | 感染性一般廃棄物 | 医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの | |
| 特別管理産業廃棄物 | 廃油 | 揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く） | |
| | 廃酸 | 著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下） | |
| | 廃アルカリ | 著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上） | |
| | 感染性産業廃棄物 | 医療機関等から発生し、人が感染、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している又はこれらのおそれのある血液及び血液等が付着した注射針等 | |
| | 特定有害産業廃棄物 | 廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）等、PCB汚染物、PCB処理物 | |
| | | 廃石綿等（建築物その他の工作物から除去したもの等） | |
| | | 廃油（トリクロロエチレン等の廃溶剤で、特定施設から排出されたものに限る） | |
| | | 燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリ等（いずれも特定施設から排出されたもので、重金属等に汚染されたもの） | |
| ばいじん、燃え殻、汚泥（いずれもダイオキシン類に汚染されたもの） | | | |
| | 廃酸、廃アルカリ（いずれもダイオキシン類に汚染されたもの） | | |
| | 輸入廃棄物の焼却施設から生じたばいじん等 | | |